

厚生労働大臣の定める掲示事項(令和7年5月27日現在)

医療法人 中尾医院

◇当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行なっている保険医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

当診療所には看護職員が7名以上勤務しています。

【九州厚生局への届出事項】

以下の施設基準に適合している旨の届け出を行なっています。

☆基本診療料

・明細書発行体制等加算	・時間外対応加算1	・夜間・早朝等加算
・夜間緊急体制確保加算	・有床診療所入院基本料1	・医師配置加算1
・看護配置加算1	・夜間看護配置加算2	・看護補助加算1
・看取り加算	・医療DX推進体制整備加算	・外来感染対策向上加算

☆特掲診療料

・在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理	・がん治療連携指導料
・在宅療養支援診療所	・在宅がん医療総合診療料
・酸素単価	・電子的診療情報評価料
	・外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

【個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について】

当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療受給者で自己負担のない方についても無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行なう場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【外来感染対策向上加算について】

- ・当院外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)の外來診療に対応します。
- ・外来での感染防止対策として、発熱患者、感染症の疑われる患者様を空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- ・当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第一種・第二種協定指定医療機関」に指定されています。

【一般名処方について】

同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。

また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

【長期収載品の選定療養について】

長期収載品(後発品のある先発医薬品)を患者様の希望により処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費として自己負担が発生します。医師が医療上の必要がある判断した場合や在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合を除きます。

【医療情報取得加算に関する事項】

マイナンバーを用いたオンライン資格確認による電子資格確認を行う体制を有しています。
これにより質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、同情報を活用して診療を行います。

【医療DX推進体制整備加算に関する事項】

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための情報を取得・活用して診療を行います。
(電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定)

【入院時の食事療養費の標準負担額】

～69歳まで	70歳以上	患者様負担分
区分ア	現役並みⅢ	1食510円(1日3食 1,530円)
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食240円(1日3食720円)
	低所得Ⅰ	1食110円(1日3食330円)

※流動食のみを提供する場合以外となります。

【保険外負担に関する事項】

＊特別療養環境室料金＊
(差額ベッド代)(1日につき)

部屋	人数	料金
205	2人部屋	1000円
303	1人部屋	5000円
特別室	1人部屋	5000円

＊制限回数を超える医療行為
患者様の同意に基づき徴収します。

検査項目	徴収額
PSA検査	1300円
CA19-9検査	1300円
CEA検査	1050円
AFP検査	1100円